

医療法人社団都会 訪問看護ステーションにしがも 料金表 (別紙)

1) 介護保険適応の場合

基本 利用 料	時間	看護師	准看護師
	訪問看護 20分未満(週に1回以上 20分以上の訪問看護の実施あり)	310単位	所定単位数の 90/100
	訪問看護 30分未満	463単位	
	訪問看護 30分以上60分未満	814単位	
	訪問看護 60分以上90分未満	1,117単位	
	時間	単位数	
訪問リハビリ 1回あたり20分 (理学療法士・作業療法士)	1回あたり302単位 ※1日に2回を超えて訪問を行う場合、1日全ての回を90/100を乗じた単位数。 ※※ 1週間に6回を限度		
加 算	項目		単位数
	早朝加算 (1回につき)	6時～8時の間に訪問した場合(看護師・准看護師のみ)	所定単位数の25/100加算
	夜間加算 (1回につき)	18時～22時の間に訪問した場合(看護師・准看護師のみ)	所定単位数の25/100加算
	深夜加算 (1回につき)	22時～6時の間に訪問した場合(看護師・准看護師のみ)	所定単位数の50/100加算
	緊急時訪問看護加算 (1回/月) ※区分支給限度基準額の 算定対象外(看護師・准 看護師が訪問する場合)	利用者様の同意を得て24時間体制で、連絡・緊急訪問を行 う場合。尚、特別管理加算の対象者で1ヶ月の内2回目以降 に緊急で訪問した場合には、早朝・夜間・深夜には加算がつ く。	540単位
	特別管理加算 (1回/月) ※区分支給限度 基準額の算定対象外 (看護師・准看護師が訪 問する場合)	(I)在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カ テーテル等を使用している状態である。	500単位
		(II)在宅酸素療法指導管理等を受けている・真皮を超える褥 瘡・人工肛門又は人口膀胱・点滴注射を3日以上受けて いる等の状態である。	250単位
	サービス提供体制 強化加算 (1回につき)	研修等を実地しており、同法人内にて3年以上の勤務年数の 看護師等が30%以上配置されている場合	6単位
	初回加算 (初回の訪問月のみ)	退院時共同指導加算を算定せず、新規に訪問看護・リハビリ 計画を作成して訪問する場合	300単位
	退院時共同指導加算 (初回の訪問時に 1回,特別な管理を要す る者は2回)	初回加算を算定せず、病院、診療所又は介護老人保健施設に 入院中若しくは入所中に主治医等と連携して在宅生活に必 要な指導を行い、文章にて提供。	600単位
	長時間訪問看護加算 (1回につき)	特別管理加算の利用者様で1時間30分を超えてサービスを 提供した場合(看護師・准看護師のみ)	300単位
	数名訪問加算 (1回につき)	体重が重い利用者等もう1人が支持しながら、必要な処置を 行う等、1人で看護を行うことが困難な場合	30分未満 254単位
			30分以上 402単位
	ターミナルケア加算 (1回のみ) (看護師・准看護師のみ)	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケア を行なった場合(ターミナルケアを行った後、24時間以 内に在宅以外で死亡した場合を含む)	2,000単位/死亡月
看護・介護職員連携強化 加算	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係 る計画の作成や介護職員に助言等の支援を行った場合(看 護師・准看護師のみ)	250単位	
看護体制強化加算	前3月において緊急時加算算定者が50%以上・特別管理加 算算定者が30%以上。前12月においてターミナル加算算定 者が1名以上の場合。	300単位	

※ 主治医の指示のもと訪問します。

※ 自己負担料金：上記点数に10.70円をかけた金額が訪問時の料金となり、この料金に対しての保険負担額となります。

また、疾患や収入状況により自己負担が発生しない方もあります。

※当日キャンセルには、キャンセル料1,500円が発生致します。

2) 医療保険適応の場合

訪問看護基本療養費	項目		看護師・理学療法士・作業療法士	准看護師	
	訪問看護基本療養費 (I)	週3日目まで	5,550円	5,050円	
	週4日目以降	6,550円	6,050円		
訪問看護基本療養費 (II) 同一建物居住者	同一日に2人 週3日目まで	5,550円	5,050円		
	同一日に2人 週4日目以降	6,550円	6,050円		
	同一日に3人以上 週3日目まで	2,780円	2,530円		
	同一日に3人以上 週4日目以降	3,280円	3,030円		
訪問看護基本療養費 (III)	在宅療養に備えて一時的に外泊をしている場合に、指示書及び計画書に基づき入院中に1回 (別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回)		8,500円		
精神科訪問看護基本療養費	項目		看護師・作業療法士	准看護師	
	精神科訪問看護基本療養費 (I)	週3日目まで30分以上の場合	5,550円	5,050円	
		週3日目まで30分未満の場合	4,250円	3,870円	
		週4日目以降30分以上の場合	6,550円	6,050円	
		週4日目以降30分未満の場合	5,100円	4,720円	
	精神科訪問看護基本療養費 (III) 同一建物居住者	同一日に2人 週3日目まで30分以上の場合	5,550円	5,050円	
		同一日に2人 週3日目まで30分未満の場合	4,250円	3,870円	
		同一日に2人 週4日目以降30分以上の場合	6,550円	6,050円	
		同一日に2人 週4日目以降30分未満の場合	5,100円	4,720円	
		同一日に3人以上 週3日目まで30分以上の場合	2,780円	2,530円	
		同一日に3人以上 週3日目まで30分未満の場合	2,130円	1,940円	
		同一日に3人以上 週4日目以降30分以上の場合	3,280円	3,030円	
		同一日に3人以上 週4日目以降30分未満の場合	2,550円	2,360円	
精神科訪問看護基本療養費 (IV)	在宅療養に備えて一時的に外泊をしている場合に、指示書及び計画書に基づき入院中に1回 (別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回)		8,500円		
加算	項目		料金		
	緊急時訪問看護加算 (1回つき)	医師の指示により、緊急に訪問した場合	2,650円		
	早朝・夜間加算	6時～8時・18時～22時	2,100円		
	深夜加算	22時～6時まで	4,200円		
	難病等複数回訪問加算 1日2回	厚生労働大臣が定める疾患をもった方・急性増悪状態の方に1日2回または3回以上訪問の場合	4,500円		
	難病等複数回訪問加算 1日3回以上		8,000円		
	長時間訪問看護加算 (1日/週)	特別管理加算対象・特別指示期間の対象の方	5,200円		
複数名訪問看護加算 (1日/週・看護補助者は3日)	1人で看護を行うことが困難な場合 (※精神科訪問看護の場合は、1人目は看護師に限る、看護補助者は1日/週のみ)	4,300円 (看護師等) 3,800円 (准看護師) 3,000円 (看護補助者)			
機能強化型訪問	項目		料金		
	月の初日訪問時		12,400円		
	月の2日目以降		2,980円 (1日につき)		
看護療養費及びその他加算	加算項目		料金		
	24時間対応体制加算	利用者様・ご家族様からの電話等に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行える体制にある場合。(同意必要)	5,400円		
	特別管理加算	・在宅悪性腫瘍患者指導管理 ・気管カニューレを使用している状態	・在宅気管切開患者指導管理 ・留置カテーテルを使用している状態	5,000円	
		・その他の指導管理をうけている状態・ドレーンチューブを使用している状態 ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ・真皮を越える褥瘡の状態 ・在宅患者訪問点滴注射管理 (3日以上点滴を行うこと) を算定した状態		2,500円	
	退院時共同指導加算 (1回/月)	退院又は介護老人保健施設退所に当たり、医師及び看護師が共同して在宅療養生活に指導を行い、文章で指導内容を提供した場合。	6,000円		
	上記に加算 特別管理指導加算	別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者様	2,000円		
	退院支援指導加算 (退院日)	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者様・重症者管理加算の算定対象の方に対し、退院した日に療養上必要な指導を行った場合。	6,000円		
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (2回/月)	状態の急変に伴い、同法人以外の医師の求めによるカンファレンスに参加し、協同で指導を行った場合	2,000円		
	訪問看護情報提供療養費 (1回/月)	利用者様の居住地の市町村・保健所・精神保健福祉センターに対して、情報提供した場合	1,500円		
	訪問看護ターミナルケア療養費 (1回のみ)	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問を実施し、利用者様に対しターミナルケアに係る支援体制について説明してケアを実施した場合 (24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む)	20,000円		

※ 主治医の指示のもと訪問します。  
 ※ 自己負担料金：保険の種類・収入状況によってご負担額が異なります。  
 また疾患や収入状況により自己負担が発生しない方もあります。  
 ※ 当日キャンセルには、キャンセル料1,500円が発生致します。